

(介 48)

平成 28 年 6 月 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震において、緊急避難等のため介護保険のショートステイを利用し、区分支給限度基準額を超過したとの事例が報告されているとのことです。

今般、厚生労働省より、本件についての取扱いについて事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

まず、救助および保険給付等に関する考え方の整理として、被災による緊急避難等について、福祉避難所、かつ、指定居宅サービス事業所等において救助が行われる場合は、当該施設は福祉避難所として災害救助費の適用を受けるものでありますが、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う場合には、介護報酬を請求することになります。具体的には、福祉避難所として救助を行う日については災害救助費を、指定居宅サービス事業所として居宅サービス等を行う日については介護報酬を請求するものとされております。

なお、被災による緊急避難等が行われている指定居宅サービス事業所等が、福祉避難所の指定を受けていない場合にあっては、福祉避難所の指定を遡及して行うなど、柔軟な取扱いをすることも可能とされております。

また、ショートステイを行っている事業所が介護保険施設等を併設等して運営している場合には、遡及して介護保険施設等におけるサービスを行っていたこととするなど柔軟な対応も可能となっております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・平成 28 年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

(平 28. 5. 31 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事務連絡
平成28年5月31日

日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

標記について、平成28年熊本地震において、緊急避難等のため（介護予防）短期入所生活介護や（介護予防）短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過したとの事例が報告されております。この取扱いについて、別添のとおり熊本県及び熊本市宛に事務連絡を発出いたしました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に周知くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、熊本県以外の各都道府県に対しては、別途ご連絡を行っておりますことを申し添えます。

事務連絡
平成28年5月31日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

標記について、別添とおり、熊本県及び熊本市介護保険担当主管部（局）に事務連絡を发出させていただきましたので、当該事務連絡の内容についてあらためて御了知いただくとともに、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事務連絡
平成28年5月31日

熊本県
熊本市 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

平成28年熊本地震において、緊急避難等のため（介護予防）短期入所生活介護や（介護予防）短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過したとの事例が報告されていますが、本件については下記のとおり取扱うこととしますので、管内の介護サービス事業所等に周知を図るよう、よろしくお願いします。

記

1 救助及び保険給付等に関する考え方の整理

被災による緊急避難等をしており、避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者等については、災害救助法に基づき、福祉避難所において当該特別な配慮のもと救助が行われるべきものである。

よって、被災による緊急避難等について、福祉避難所、かつ、指定居宅サービス事業所等において救助が行われる場合は、当該施設は福祉避難所として災害救助費の適用を受けるものであるが、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う場合には、介護報酬を請求することとなる。具体的には、福祉避難所として救助を行う日については災害救助費を、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う日については介護報酬を請求するものとする。

また、福祉避難所としての救助は、居宅サービスと支援内容が異なるため、ケアプラン等において、福祉避難所における救助と居宅サービス等が一体とならないよう留意するとともに、福祉避難所における救助内容は参考をご参照されたい。

なお、被災による緊急避難等が行われている指定居宅サービス事業所等が、福祉避難所の指定を受けていない場合にあっては、福祉避難所の指定を遡及して行うなど、柔軟な取り扱いをすることも可能である。

2 併設事業所等における取扱い等について

緊急避難等をしている被災者が要介護者であって、当該短期入所生活介護や短期入所療養

介護等を行っている事業所が介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設を併設等して運営している場合には、遡及して介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスを行っていたこととするなど柔軟な対応も可能である。その際、利用者には十分な説明を行うこと。

また、区分変更申請等を行うことで、災害時の被災者の状態像を適切に把握することも可能である。その際の認定の事務手続き等については、「平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」（平成28年4月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等に示すとおり、柔軟に取り扱うことができる。

※参考

福祉避難所を設置した場合に災害救助費として支弁されるのは、災害救助法による避難所の設置のために支出できる費用に当該地域における通常の実費を加算した額である。通常の実費とは例えば次のものをいう。

- (1) 福祉避難所対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる機械器具等（簡易洋式トイレなど）の借り上げに必要な経費
- (2) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材等の購入費
- (3) 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置する経費